平成２４年（フ）第５５８９号
大阪府八尾市太田７丁目22番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市太田新町７丁目275番地
破産者　エーゼット工業有限会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９７号
大阪市北区天満４丁目５番３号　日本プロパティビル802号
破産者　有限会社フード二一プランニング
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９８号
大阪市北区天満４丁目５番３号　日本プロパティビル802号
破産者　大阪共同テレビ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５号
大阪市中央区心斎橋筋１丁目５番６号
破産者　有限会社バートンズ・クラブ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９号
大阪市此花区西九条１丁目３番24号１階
破産者　株式会社アンビ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９号
大阪市中央区東心斎橋１丁目16番20号　ガレリア・アッカビルＢＦ
破産者　株式会社ラパージュ
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１号
大阪市中央区博労町１丁目１番６号
破産者　有限会社エム・オー・ピー
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３号
大阪市中央区博労町１丁目１番６号
破産者　株式会社大久保屋
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６５号
大阪市北区天満２―12―３、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区木川東２丁目２番６―404号
破産者　株式会社イーシステムサポート
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０号
島根県浜田市下府町1289番地１
破産者　河野　盛彦
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１１９９号
広島市西区東観音町12番９号、商業登記簿上の本店所在地広島市佐伯区皆賀２丁目１―22―703
破産者　合資会社黒川一級建築デザイン事務所
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
山口県長門市西深川3090番地
破産者　エース工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２９３号
徳島県徳島市末広５丁目１番61号
破産者　有限会社バイツー
1　決定年月日　平成25年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６９号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目10番地の１
破産者　前田　正明
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７３３号
東京都日野市高幡709番地の２
破産者　豊住　　忠
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９４号
東京都八王子市滝山町２丁目１番地
破産者　株式会社ハウスオブグッズ
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８９５号
東京都八王子市片倉町440番地８川幡マンション201号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市椚田町224番地１マイキャッスル八王子めじろ台402号
破産者　雨宮　由直
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３７号
東京都日野市高幡709番地
破産者　有限会社豊住商店
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６６号
東京都三鷹市下連雀８丁目８番10―202号
破産者　有限会社シティ
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５３号
岐阜県下呂市金山町金山2249番地
破産者　細江　　晃
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６２号
岐阜市松屋町65番地11　ソフィア303号室
破産者　髙橋　正治
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原644番地
破産者　谷　　直樹
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部